

Insurance alert

IASB/FASB Board Meeting – Insurance Contracts PwC Summary of Meetings: 20 October 2011



多数の観点が両審議会において検討されていること、ならびに、IASB および FASB の暫定的結論を明確化することがしばしば難しいことより、これらの議事録は、FASB の ACTION ALERT および IASB の OBSERVER NOTE において公表される決定とは異なる可能性がある。加えて、暫定的結論は、将来の両審議会における議論により変更される可能性がある。IASB および FASB の決定は、最終基準書を公表するための公式投票の完了においてのみ最終化される。

要約

IASB および FASB は合同の審議会を 2011 年 10 月 20 日に開催し、固定報酬サービス契約に関する範囲からの除外要件、包括利益計算書および財政状態計算書の本表もしくは注記に開示すべき情報、そして保険料配分アプローチを適用するための適格性の要件に関して審議を行った。これに加え、2011 年の6月以降の利用者へのアウトリーチ活動の報告が行われた。

両審議会は、再草案次第だが、もし固定報酬サービス契約が三つの特性を表すのであれば、固定報酬サービス契約は主たる目的であるサービスを提供しているため、保険契約の範囲から除外するという最新のスタッフの提案に同意した。

包括利益計算書に関しては、保険契約が企業のビジネスにおける重要な部分を占めている場合、取引量の情報 (volume information) は包括利益計算書の本表に記載する必要があるという概括的な合意が両審議会にあった。それゆえ、両審議会は、仮に保険契約が企業のビジネスにおける重要な部分であるならば、少なくとも、保険料、保険金および引受マージンは包括利益計算書の本表に記載すべきであることに同意した。保険契約が企業のビジネスにおいて重要性に乏しいのであれば、包括利益計算書の本表には引受マージンの開示で十分である。

両審議会は、保険負債 (もしくは保険資産) 残高の表示に関するさまざまな論点について採決を行った。両審議会は、財政状態計算書の本表もしくは注記に記載すべき保険資産および保険負債の構成要素について同意した。両審議会はさらに、保険料配分アプローチ負債の二つの構成要素である保険金負債および残存期間に関する負債は、財政状態計算書の本表において区分して表示されるべきであることに同意した。両審議会は、保険料配分アプローチにおいては、保険料に対する条件付き権利を総額で表示することは、現在の実務と整合的であると、同意した。両審議会は、ビルディング・ブロック・アプローチと保険料配分アプローチ負債 (もしくは資産) の区分について採決を行い、資産の純残高のポートフォリオを負債の純残高のポートフォリオから区分して表示することとした。

スタッフが提案した要件では異なる結果をもたらし得るとし、審議会は、保険料配分アプローチの適格性の要件について再草案を作成し、それを多様な契約タイプに適用することをスタッフに求めた。

最近の利用者へのアウトリーチ活動の概要

スタッフは、2011 年6月以降の利用者へのアウトリーチ活動の概要を報告した。このアウトリーチ活動は、世界中のバイサイドおよびセルサイド双方のアナリストを対象としている。米国以外では、利用者は、契約獲得費用の資産化を例に挙げ、実務における多様性を伴う現行の IFRS 第4号での比較可能性の欠如を理由に、グローバルな基準が早急に必要であるとの見解を示した。彼らは更に、現在の保険契約の財務報告はブラックボックスのようであり、最高度の米国基準と異なる基準の公表となったとしても、より高い比較可能性と透明性を提供する新しい基準を歓迎すると述べた。

米国の観点からは、利用者へのコメントに対する回答不足が懸念事項として挙げられたが、FASB のメンバーの一名はこれを FASB のプロセスに潜在的に不慣れなことが原因であるとした。技術的な論点として、米国の利用者は測定モデル、特に経営者の仮定に関する主観性について懸念を有しており、また、多くの利用者が現在価値の測定がもたらす損益計算書における保証のない会計上のボラティリティに対して懸念を示している。利用者は、自身のモデルに対して、利用可能な名目上のキャッシュ・フローを使用することを好むため、保険負債についての割引計算の不適用を含め、損害保険契約においては米国の短期契約モデルを維持すべきであると考えている。

さまざまな利用者からのコメントの概要は、会計上のボラティリティー（ただし、経済上のボラティリティーは受容する）、包括利益計算書もしくは注記における取引量の情報の必要性、そして、モデルに多大な影響を与える経営者の判断を考慮し、インプットに関する詳細な情報および会計上の見積りの変更に対する説明といった懸念事項を含んでおり、過去におけるアウトリーチ活動のトピックと整合的であった。

FASB の審議会のメンバーは、セルサイドのアナリストは、各期間の業績の整合性を重視するかもしれないが、バイサイドのアナリストなど他の利用者は、ボラティリティーに関する開示の透明性を求めると述べ、利用者からのコメントを募り、また分析する際には、スタッフおよび両審議会は多様な利用者の目的と戦略を理解するべきであると示唆した。

範囲：固定報酬サービス契約

公開草案(以下 ED とする)および予備的見解(以下 DP とする)では、以下のような非常に大まかな保険契約の定義が提案された:「一方の当事者が、もう一方の当事者から、特定の不確実な将来事象が保険契約者に不利益を与えた場合に保険契約者に補償を行うことを同意することにより、重要な保険リスクを引き受ける契約。」

提案において議論されたように、この定義によると、特定の固定報酬サービス契約も保険契約の範囲に含まれることになる。固定報酬サービス契約は、現在、収益認識モデルを適用しており、利用者に対する関連情報を提供するには適切なモデルであると両審議会も確信している。スタッフは、保険契約の範囲に含まれるかもしれない多くのサービス契約は、保険料配分アプローチの要件を充足することを理解しているが、収益認識モデルのほうが容易に適用できると述べた。それゆえ、ED および DP において、契約の主要条項がサービスの提供である場合、サービスの水準が不確実な事象によって決まる固定報酬サービス契約については適用除外とすることを提案した。提案に対する多くの回答者は、適用除外の意向には同意したが、固定報酬サービス契約の中には、主要目的がサービスの提供であるかどうか判断することが困難なものもあるのではないかと懸念を示していた。

適用除外を明確化するため、最新のスタッフの提案は、主な目的がサービスの提供である固定報酬契約が以下の特質をすべて有している場合には、その契約を提案された保険契約の基準の範囲から除外すべきであるとしている。

- (a) 顧客別のリスク評価に基づいて契約の料金設定がなされていない。
- (b) 通常、現金の支払いではなくサービスの提供により顧客に対して補償を行う契約である。
- (c) 移転されたリスクの種類は、主にサービスの過度な利用に関連したものである。

スタッフは、三つの項目は指標ではなく要件であることを強調し、ある保険契約では三つのうち二つの項目に該当する可能性も考えれば、三つの項目全てに該当することが必須であるとした。FASB のメンバーの一名は、「過度な利用(Over utilization)」という用語は少し口語的表現であると述べ、第三の要件を、事象の想定頻度を超えた場合のリスクと変更することを提案した。しかし、IASB のメンバーは、「頻度」のリスクという表現は、保険用語として認識されており、それゆえ、この用語を保険契約からの除外範囲を説明する際に使用すべきか十分な検討が必要であると述べた。

スタッフは、第三の要件のもう一つの考え方として、労働の構成要素がコストを左右するのか(この場合は、サービスとなる)、もしくは、修理のための材料や部品がコストを左右するのか(この場合は、保険契約を意味する)であると述べた。このスタッフは、多くの状況において労働と最低限度の「部品」が関連する健康保険契約に、この労働/サービスの概念がどのように適用されるか具体的に示さなかった。

しかし、IASB メンバーは、個人の集合体であるグループに対して、固定の手数料で(バイパス手術のような主要な外科手術を含む)入院給付を提供するような健康保険契約をどのように分類するのか尋ねた。スタッフの回答は、病院での処置が頻度のリスクではなく重要度のリスクを有することが予想される場合、それは保険契約として考えられると回答した。他の IASB のメンバーは、医者と保険者との間でのサービス提供である固定報酬契約を通常は保険契約と見なしていないスタッフペーパーにおけるキャピテーション(capitation)の例示と比べ、なぜこの例示においては保険契約と見なされるのか理解できないとし、「過度な利用」の要件を明確化するように依頼した。

要件に対する自分の理解をテストするため、IASB のメンバーの一名は、保険者が実際に行った自社の窓ガラスの交換に対する窓ガラス交換のカバレッジは、保険契約と考えるのかもしくはサービスと考えるのか質問した。彼女は、重要度のリスクが存在することを根拠に、これは保険契約であるとし、スタッフも同意した。これに対して、保険者が提供するカバレッジがガレージへの移動のみであった場合、これはサービス契約であると考えられる。

レッカー移動サービスに関し、以下のような質問も挙げた:ロードサイドアシスタンス契約において、売り手が、2年契約と10年契約で異なる料金を請求した場合、これは、個別の契約レベルで料金が設定されていることを意味し、それゆえ除外要件のひとつに該当しないことになるのか。スタッフは、この場合はそれでも除外要件を満たすと回答した。

スタッフは、意図せざる結果を避けるために広範囲の契約を検討したか尋ねられ、この質問に対し、スタッフは15の異なる契約を検討し、その結果、意図せざる結果は出なかったと回答した。スタッフは、保証契約の分析に関する一連のステップを説明し、製造者や販売者による保証は、収益認識の会計基準において取り扱われると述べた。第三者による保証契約に関しては、収益認識の提案の範囲から外れるため、保険契約の提案において分析される必要があるが、もし固定報酬サービス契約の適用除外に関する三つの要件に該当するのであれば、結果として収益認識の会計基準を適用することとなる。三つの要件に該当するかは保証契約の契約条項次第であり、例えば、ある契約は第一および第二の要件に該当するかもしれないが、実質的に重要度のリスクがあるため、結果として保険契約へ区分されるかもしれない。

IASB のメンバーの一名は、この適用除外の目的は実務的対応なのか要件なのか尋ねた。例えば、保険会社が保証契約を引き受けている保証会社を子会社として保有しており、その保証契約にスタッフの除外要件を適用した結果、サービスを提供していると見なされた場合においても、連結レベルにおいては、保険者はこれらの契約を他の形式の保険契約であると考え、保険契約のモデルを適用することを好むかもしれない。スタッフは、連結財務諸表と子会社単体において範囲の除外における会計処理に相違が生じることについてはまだ検討していないと述べ、そして、他の状況の例として、製品の製造者が製品保証延長契約を完全子会社から引き受ける場合、重要度のリスクのため、子会社レベルでは保険契約と区分されるが、連結では製造者の適用除外に適合する可能性があるという例を挙げた。

スタッフペーパーのパラグラフ 35 および 56 の概念の削除や、保険契約とサービス契約を識別するための特質の詳細な記述を含め、明確な説明のために再度草案を作成することを条件に、両審議会はスタッフの提案に同意した。

包括利益計算書

スタッフは、取引量の情報を ED で提案された要約マージンアプローチではなく、包括利益計算書に含むべきであるとする作成者および利用者からの多数のコメントを認識していた。最新のスタッフペーパーには、スタッフが、包括利益計算書の本表もしくは注記において開示されるべきであるとスタッフが考える損益の構成要素がリストアップされており、審議会のメンバーともこのリストに関して一般的な見解の一致が得られていた。それゆえ、どの特定の構成要素を包括利益計算書における必要最低限の記載項目とすべきかが審議の焦点となった。

包括利益計算書もしくは注記において開示が求められる構成要素として、ビルディング・ブロック・アプローチおよび保険料配分アプローチの詳細な項目がある。ビルディング・ブロック・アプローチでは、引受マージンと引受マージンに含まれる以下の構成要素が含まれる:実際の保険料と予想保険料、実際の保険給付金支払額と予想保険給付金支払額、経費の実績と予想をそれぞれ区分して表示した上で、実際のキャッシュ・フローと予想キャッシュ・フローの差異の総額。予想将来キャッシュ・フローの変更。(FASB においては)単一マージンの解放。(IASB においては)残余マージンの変動。(IASB においては)リスク調整の変動。および保険契約の当初認識における損失。

保険料配分アプローチでは、保険料配分アプローチの引受マージンと保険料配分アプローチの引受マージンに含まれる以下の構成要素が含まれる:既経過保険料。当期において新たに発生した損失に対する費用、キャッシュ・フローの実績と予想の差、予想将来キャッシュ・フローの変動、不利な契約テストによる負債の増減をそれぞれ区分して表示した発生保険金。当期において新たに発生した損失に対する費用、キャッシュ・フローの実績と予想の差、予想将来キャッシュ・フローの変動、不利な契約テストによる負債の増減をそれぞれ区分して表示した発生損害査定費。契約獲得費用の償却。(IASB においては)発生保険金に関する負債のリスク調整の変動。保険契約の当初認識における損失。

上記の金額を包括利益計算書の本表で表示すべきかもしくは注記とすべきかに関して、スタッフは二つの代替的な見解を明らかにした。A 案はすべての保険契約の合算、もしくは、ビルディング・ブロック・アプローチおよび保険料配分アプローチで測定された契約については区分する形で、引受マージンを開示する。ビルディング・ブロック・アプローチにより測定された契約については、保険者は本表において少なくとも保険料、予想保険給付、予想経費をそれぞれ合算もしくは区分した形式で、当初認識における損失とともに開示する。これに加え、保険料配分アプローチで測定された保険契約に関しては、当初認識における損失、および、合算もしくは区分した形式で既経過保険料、発生保険金および発生損害査定費が、少なくとも本表において開示される。

B 案は開示項目が少なく、ビルディング・ブロック・アプローチにおける引受マージン以外には、包括利益計算書において取引量の情報が要求されない。保険料配分アプローチに対しては、規定された開示項目がない。IASB のメンバーの一名は、保険料と(ビルディング・ブロック・アプローチおよび保険料配分アプローチでは合算形式での)引受マージンを包括利益計算書上での必要最低限の開示項目とする伝統的な損益計算書のようなが、発生保険金や経費、キャッシュ・フローおよび予想キャッシュ・フローの変動、契約獲得費用、投資収益、保険負債への利息の繰入を追加的な表示

項目とすることを許容した代替的なアプローチを提案した。ビルディング・ブロック・アプローチの「保険料」の金額は、保険料の受取金額と保険負債のある種の変動額の調整により算出される。

多くの FASB のメンバーは、ビルディング・ブロック・アプローチの金額に、現金で回収した保険料に負債の変動を加えて算出される「保険料」を含むことに反対した。これは、「既経過保険料」を表す保険料配分アプローチの保険料と合算されることにより、利用者を誤解させる恐れがあるためである。IASB のメンバーの反論は、このアプローチが既経過保険料の良い開示ではないとしても、より伝統的な収益と費用の表示形式を可能にするという実務的な利点があるというものであった。多くの FASB のメンバーは、その性質ゆえに、ビルディング・ブロック・アプローチはマージンアプローチであり収益認識アプローチではない、それゆえ、ビルディング・ブロック・アプローチの結果を収益および費用の表示形式に組み込もうとすることは不可能であると回答した。さらに、生命保険契約の保険料のインフローは、しばしば単なる収入ではなく、預り金、オプションおよび保証の構成要素を含むことがあると指摘された。スタッフは、区分処理(アンバンドリング)は今後の審議会において議論されると指摘した。

この説明により、多くの FASB の審議会のメンバーは、いまだにビルディング・ブロック・アプローチと保険料配分アプローチを二つの異なるタイプの契約に対する二つの異なるモデルと見なしていることが明らかになった。これに対して、IASB のメンバーからの説明は、これらアプローチは、二つの異なるビジネスモデルというよりも、同じ数字に至る二つの異なる方法論であるとする従来の IASB の見解を支持するものである。IASB のメンバーの一名は、基礎をなす金額がどのように計算されるかに基づいて損益計算書の表示が区分されている会計はどこにもない(例えば、レベル2、レベル3の公正価値の見積りは、損益計算書上で区分されていない)と述べた。他の IASB のメンバーの一名は、保険契約に関しては期間収益がより良く定義される必要があると提案した。

包括利益計算書の本表において「保険料」として表示されるかもしれないビルディング・ブロック・アプローチの金額をどのように計算するかについて合意は得られなかった。スタッフは、現在の IASB の審議会メンバーからの提案に類似したこの問題を過去のスタッフペーパーで取り上げており、金額が意味のあるものか適切な程度の猜疑心を持って算出された数字に結論として至ったと述べた。スタッフは、ビルディング・ブロック・アプローチの保険料計算に関する IASB の審議会メンバーによる最新の提案を再考することに同意した。

これにかかわらず、利用者および作成者の圧倒的多数が、保険料の取引量に関する情報を包括利益計算書の本表上に掲記することを求めていたため、両審議会は、保険契約が企業のビジネスにおいて重要な部分を構成するのであれば、取引量の情報を包括利益計算書の本表に掲記することに全体的に合意した。それゆえ、両審議会は、仮に保険契約が企業のビジネスにとって重要な部分を占めている場合には、少なくとも、保険料、保険金、引受マージンを包括利益計算書の本表に記載することに同意した。保険契約が企業のビジネスにおいて主要でない場合には、引受マージンを包括利益計算書の本表に記載すれば十分であるとした。総額がビルディング・ブロック・アプローチと保険料配分アプローチに区分されるべきか合算されるべきか、という二番目の論点については解決していない。スタッフは、本表上の二つの金額の合計が、結果として同等条件による金額の合計であり、他の要素を含まないよう、意味のある(そして、保険料配分アプローチにおける既経過保険料との比較可能である)金額がビルディング・ブロック・アプローチにおける保険料に関して決定可能かについて再度調査を行うことに同意した。

財政状態計算書

この論点は、保険契約資産および負債の構成要素の表示ならびに開示、保険料配分アプローチにおける負債の二つの構成要素、保険料に対する条件付き権利の総額表示もしくは純額表示、ビルディング・ブロック・アプローチおよび保険料配分アプローチにおける負債(もしくは資産)の区分、そして、純資産ポジションのポートフォリオを純負債ポジションのポートフォリオから控除する表示を取り扱っている。

両審議会は、予想将来キャッシュ・フロー、(IASB においては)リスク調整、(IASB においては)残余マージン、(FASB においては)該当する場合の単一マージン、および割引による効果のそれぞれの構成要素について、保険者は財政状態計算書に計上される金額に調整後、財政状態計算書もしくは注記において細分化すべきとするスタッフの提案に同意した。

しかし、審議の過程において、契約獲得費用を保険負債(もしくは資産)の純残高を評価するキャッシュ・フローの純額に含めるという過去の審議会の決定事項にもかかわらず、代わりに、独立した資産として(契約獲得費用として)表示することを FASB のメンバーの一名が提案した。多くの FASB のメンバーは、収益認識モデルとより整合的であり、引き受けた事業の取引量のより良い指標となるとして、この提案に賛成のようであった。これに加え、保険契約ポートフォリオの早い時期におけるキャッシュ・アウト・フローの状況においては、保険料収入よりも当初の契約獲得費用が多額となるため、保険資産よりも保険負債(および区分された繰延契約獲得費用)を表示すれば、より直感的なものとなるか議論が行われた。

IASB のメンバーは、この提案は、キャッシュ・フローの純額であり発生および繰延モデルではない合意したモデルへの根本的な変更であると述べ、賛成しなかった。もし契約獲得費用の情報が重要であるならば、注記において開示することができる。IASB のスタッフは、おそらく、残余マージンもしくは単一マージンの償却と同様の方法を用いて契約獲得費用を償却すれば、包括利益計算書のボトムラインを変更することなく財政状態計算書におけるグロスアップ表示が可能ではないかと提案した。しかし、これは、IASB がキャッシュ・フローの見積りの変更に関して残余マージンをアンロックするという提案を進めた場合には、複雑になるであろう。

この提案は採決され、IASB のごく少数と FASB の大多数が同意した。FASB のスタッフは、この提案が実行可能か判断するため、前向きに検討すると述べた。審議会のメンバーは、また、保険料配分アプローチにおいて測定される契約に関して、残存するカバレッジの負債は発生保険金の負債とは区分して開示されるべきか問われた。FASB のメンバーは、保険金負債は、残存カバレッジにおける「待機状態にある」負債とは異なる性質を有しているという彼らの見解を強調した。FASB および IASB の双方は、これらの二つの負債について財政状態計算書の本表において区分し表示することに賛成した。

更にスタッフは、ED および DP において提案された、保険料配分アプローチに基づいて測定された保険料に対する条件付き権利は保険負債と相殺される、とする見解を変更するよう両審議会に求めた。いかなる保険料に対しても、無条件の権利(すなわち、保険者が既にカバレッジを提供しているために支払う権利、もしくは、契約の解除において支払う権利)のみ資産として区分して認識される。これは、これらの金額が総額で表示される短期契約における現行の実務からの変更となる。例えば、年間の保険料が 1200 ドルで、月々100 ドルの支払いの場合、現在の実務では、総額の 1200 ドルを未収保険料として計上し、これに対応する未経過保険料を計上する。しかし、保険契約者による解約が可能であるため、この金額は、条件付きの金額であり、収益認識モデルおよびスタッフの提案では、総額を未収保険料および未経過保険料としては計上しない。

収益認識プロジェクトの結論からは乖離するが、FASB および IASB の多数は、この条件付き権利の資産としての表示を維持することに同意した。この結論の合理的な説明は、総額表示がカバレッジを提供するための無条件の債務に対する負債を表すことにより、より良い情報を提供する、というものであった。

さらに両審議会は、ビルディング・ブロック・アプローチを適用して測定された契約と保険料配分アプローチを適用して測定された契約を、財政状態計算書の本表において区分して表示することを要件に加えることを支持するか問われた。FASB のメンバーは、これら二つのモデルは別モデルであるという見解に基づき、このアプローチを支持した。IASB は、当初、これらの契約を本表において区分して表示するという要件に反対していた。しかし、この採決が、保険料配分アプローチに関する条件付債権にもあるように、保険料配分アプローチにおける保険金負債と未経過負債の二つの構成要素を独立して表示するという過去の二つの採決と整合しないことが指摘された。再採決が行われ、IASB はこの提案に賛成した。

ED および DP において混乱があったため、スタッフは、ポートフォリオの合算についての文言を改訂し、財政状態計算書においては、資産ポジションのポートフォリオを負債ポジションのポートフォリオと合算しないことを明確化した。両審議会はこの提案に賛成した。

保険料配分アプローチ: 適格の要件

議論の焦点は、保険料配分アプローチにおける適格性の要件を決定することであった。しかし、ビルディング・ブロック・アプローチが既定の手法とされた従来のアプローチとは異なり、新手法は保険料配分アプローチから開始する。スタッフの提案では、以下のいずれかに該当する場合に、保険者は保険料配分アプローチではなくビルディング・ブロック・アプローチを契約のポートフォリオに適用する。

- (a) 情報提供にかかるコストに比して、保険料配分アプローチよりもビルディング・ブロック・アプローチのほうが関連情報を多く提供する。
- (b) 信頼性のある合理的な方法で保険契約に関する保険料を配分することができない。

スタッフペーパーによると、数名のスタッフは、ほとんどの契約のカバレッジ期間がおよそ一年もしくはそれ以下の契約のポートフォリオに関しては、保険者がビルディング・ブロック・アプローチの見なし計算として保険料配分アプローチを使用し、残存期間の負債(保険金発生前負債)を測定できるよう認めるべきであると推奨したとも記載されていた。しかし、この提案は審議会において議論されなかった。

契約のポートフォリオが以下のいずれかの特徴を有する場合、上記の要件(a)に該当するとスタッフペーパーに記載されていた。

(i) 保険事故が発生する以前の予想キャッシュ・フローが、カバレッジ期間にわたり著しく変動することが予想され(例えば、市場要素の変動に基づいて、キャッシュ・フローの変動性に著しく影響を与えるオプションや保証を含んでいる契約)、そして、この変動が不利な契約の調整を認識する結果となることが予想されない場合。

(ii) (IASB において) 残存カバレッジの負債に関連した契約上のリスクが著しく変動する潜在的可能性を有する場合。

スタッフペーパーによると、要件(b)は以下の場合に該当する。

(i) 例えばアンバンドルされない重大な預り金要素を含む契約のように、報告期間に配分するために保険料の金額を決定することが困難な場合。

(ii) 例えば、更新オプションのある契約のように、カバレッジ期間の長さに関して重大な不確実性が存在する場合。

(iii) 例えば保険契約者への予想支払いが、複雑な相互依存関係のあるオプションにより影響を受ける契約のように、保険契約から生じる契約者に対する保険者の債務を認識し区分することが困難である場合。

FASB のメンバーの一名は、要件の現在の記載方法では、(予想キャッシュ・フローおよびリスクの変動可能性が高い傾向にあるため) 多くの損害保険契約に対してビルディング・ブロック・アプローチの適用を、そして、(低い変動性を有する) 生命保険契約には保険料配分アプローチの適用を要求していると解釈できると述べた。

スタッフは、生命保険契約に関するこの懸念もあり、ポートフォリオ・レベルでは生命表と整合的であっても、個々の契約では死亡率は著しく異なる可能性があるため、ポートフォリオ・レベルよりもむしろ個別の契約レベルにおいて分析を実施すべきとする提案へ変更することにしたと回答した。キャッシュ・フローおよびリスクが著しく変動することが予想されない契約の例としては、住宅保険や自動車保険も該当する。審議会のメンバーからは、異常災害のカバーは保険料配分アプローチの適用対象かという質問が挙げられた。スタッフペーパーによれば、保険事故が発生する以前に予想キャッシュ・フローの変更がない地震やハリケーンのように、事前兆候がないのであれば異常災害も該当するように思われる。

FASB のメンバーは、この考え方に従えば、保険者が保険事故の発生前に死亡予測を変更することはないため、生命保険契約のボラティリティーは低いと述べた。IASB のメンバーの一名は、生命表を利用することで平均寿命の良い予測となると述べ、賛同した。他の FASB のメンバーの一名は、(更新のない生命保険と同様に) 一年の住宅保険でさえ解約可能であり、これは、カバレッジ期間の長さに関して重大な不確実性が存在すると解釈される可能性があり、それ故、保険料配分アプローチよりもむしろビルディング・ブロック・アプローチに従うことになる旨を指摘した。

両審議会は、スタッフの提案の目的(すなわち、現行の保険業における実務に類似した短期保険契約の区分を可能とする、保険料配分アプローチの適格性を有する契約決定のための原則を確立すること)を支持しているようであったが、要件に対する異なる解釈が審議により明らかとなった。審議会のメンバーの一名は、さらなる明確化がない場合、現在の要件の解釈は劇的に異なる結果をもたらす得るという、彼の懸念を表した。その結果、両審議会は、スタッフに要件の再草案を求め、そして多様な保険種目の例示、および、ビルディング・ブロック・アプローチもしくは保険料配分アプローチの区分に関する論理的な説明を含めることを求めた。審議会のメンバーの一名は、再草案の要件をテストするため、各審議会メンバーが契約の詳細を聞いた上で、改訂された要件に基づき区分してみることを提案した。

要件の再草案において、スタッフは、以下の主な四つの構成要素に焦点をあて、スタッフペーパーに一定の形式で記載することに同意した: 平均値を変更し得るキャッシュ・フローの重大な変動、リスク調整の著しい変動、配分する保険料の金額決定の非実用性、カバレッジ期間の長さの著しい不確実性。

<お問い合わせ先>

あらた監査法人

東京都中央区銀座8丁目21番1号

住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)

aaatapr@jp.pwc.com

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いいたします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、あらた監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2011 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.